児童法量手当「全部支給」の方へ

新型コロナウイルスの影響により、「保育所」「幼稚園」 「放課後児童クラブ」が休止した等の理由で、

子どもだけで留守番をしている ひとり親家庭に「家庭生活支援員」を派遣し、 「昼食の準備」や「保育」を行います!

新型コロナウイルス感染の可能性があり自宅待機している場合は、利用できません。

新型コロナ対策ひとり親家庭支援事業

1 対象となる方

次の条件をすべて満たす県内にお住まいのひとり親の方が 対象です。

- ・ 小学生以下の児童を扶養していること
- ・児童扶養手当の全部支給を受けていること
- お子さんの預け先(保育所等)の休止等により就業に 支障があること

2 利用日数等

家庭の状況により(1)か(2)を選択してください。

- (1) 5日以内(1日当たり8時間まで)
- (2) 20時間以内(例:1日2時間を10日まで)

3 利用にかかる費用

- (1) 収入に応じて、負担金が発生する場合があります。
 - 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯 無料
 - ・その他の世帯 利用1時間あたり150円以内 (※支援内容や児童の数により異なります。)
- (2) 昼食代や駐車料金等が必要となった場合は、 自己負担していただきますので、ご了承ください。

4 ご注意

- 担当者の訪問や面接により、お子さんの状況をお伺いしてからの利用となります。
- ・37.5 度以上の発熱がある場合は利用いただけません。
- ・調理に必要な食材等は、各家庭で用意してください。
- •「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の登録をしている 方は、改めて登録申請する必要はありません。
- ・家事保育サービス実施業者の利用規約等に基づき、家庭 生活支援員を派遣します。

利用の手続き(基本的な流れ)

事前に登録申請が必要です!



お住まいの市町村福祉担当課にご相談ください。

- ① 利用するには、徳島県母子寡婦福祉連合会(以下「県母連」という)まで「派遣申請書」を提出し、利用したい理由および日時を電話連絡してください。
- ② 県母連が、内容にあう家庭生活支援員を選定し、連絡します。 (家庭生活支援員の状況等により、ご希望に添えない場合や 施設での預かり保育となる場合があります。 ご了承ください。)
- ③ 当日、家庭生活支援員が訪問し、支援を行います。
- ご相談・登録申請は お住まいの市町村 福祉担当課まで
- 利用のお問い合わせ・お申し込み公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会TEL: 088-654-7418



. . . _ .

(受付:平日8:30-17:15)

○ この事業に関するお問い合わせ 徳島県次世代・育成青少年課 こども未来応援室 こども未来応援担当 TEL:○88-621-2715